1-5 肥料登録の失効手続きについて

肥料登録の有効期間が満了若しくはその効力を失った場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第15条の規定により、登録証を添えて遅滞なく知事に届け出なければなりません。

1 登録の失効事由

- ①有効期間更新の手続きをせず、有効期間が満了したとき
- ②登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が結了したとき
- ③登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸入の事業を廃止したとき
- ④山口県に登録をした生産業者が当該肥料を生産する事業所を他の都道府県に移転したとき
- ⑤当該肥料の保証成分量又は登録証に記載されたその他の規格を変更したとき
- ⑥当該肥料が政令の改正により新たに特定普通肥料となったとき

2 提出書類

①肥料登録失効届・・・・・・・・・・・・・・・1部	
②登録証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部 ③連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・1部	
※日中連絡が付く電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの	

3 問い合わせ先

山口県農林水産部農業振興課

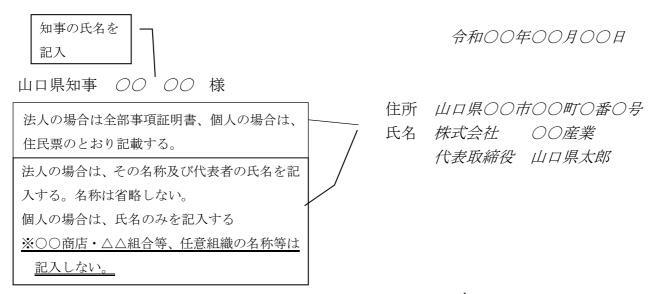
〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話(083)933-3366

FAX (083) 933-3399

※申請書の下書きを事前にFAX等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

肥料登録失効届 (記載例)



*令和〇〇年〇月〇日*から下記の肥料の登録は有効期間の満了*1 により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
山口県生第〇〇号	混合石灰肥料	山口県石灰

*1生産の廃止の場合は記載を変更すること